

平成18年2月7日

「要介護者等の輸送サービスに関する行政評価・監視」 ＜評価・監視結果に基づく通知＞

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。



平成18年2月
北海道管区行政評価局

[問い合わせ先]

北海道管区行政評価局
第二部第一評価監視官室
電話:(代表)011-709-2311(内線3142)
(直通)011-709-1806

概略

背景

- 高齢化が進む中で、北海道においても要介護者等単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な者が増加（介護保険法適用の要介護者・要支援者の場合：13年度末約14万人→16年度末約19万人（35%の増））
- このような移動制約者の移動を支援するため、タクシー以外の民間事業者等による輸送サービスも進展
- 厚生労働省・国土交通省は、平成16年3月の「介護輸送に係る法的取扱いについて」により、要介護者等の輸送については道路運送法による許可が必要と明示
併せて、福祉輸送特区のみに認めていたNPO等による自家用福祉車両を用いた有償輸送を平成16年3月31日から、特区によらず全国で実施可能
- 国土交通省では、これらの措置の関係事業者等への周知及び許可取得の準備、手続等のための期間として、平成18年3月までを重点指導期間とし、許可取得に係る指導、啓発等を実施
- しかし、関係機関、事業者等においては、道路運送法の許可取得に向けた取組が不十分との指摘

利用者の安全性の確保と利便性向上等を図る観点から、緊急に対処する必要があり、当局が全国で初めて要介護者等に対する輸送サービスの実施状況等の調査を実施



調査の結果に基づき、以下の改善すべき事項を通知

1 事業者等に対する道路運送法に基づく許可取得指導の推進

2 許可審査事務の適正化・迅速化

3 安全確保措置及び許可条件の遵守の徹底

通知先：北海道運輸局長

通知日：平成18年2月7日

※北海道知事にも参考通知するほか、市町村、関係事業者団体等に周知

1 事業者等に対する許可取得指導の推進

制度・仕組み

- 要介護者等の輸送は、旅客自動車運送事業(第4条又は第43条)の許可が原則
NPO等については、地方公共団体が設置・開催する運営協議会の協議を経て、自家用自動車による有償運送(第80条第1項の福祉有償運送)の許可により可能
訪問介護事業所の訪問介護員等による要介護者等の輸送も、自家用自動車による有償運送(第80条第1項の訪問介護員等有償運送)の許可により可能
- 国土交通省は、重点指導期間(平成16年3月から平成18年3月)において、許可を得ずに運送している事業者及び新たに要介護者等の輸送を開始する事業者に対し、業務の適正化、許可取得等に係る指導、啓発を重点的に実施することを明示

調査結果

北海道運輸局の要介護者等の安全で安定的な輸送の確保に対する取組みが不十分

問題点①

- 輸送の実態を把握しておらず、個々の事業者等に対する業務の適正化、許可取得の促進措置が不十分
- 輸送実績がある指定訪問介護事業所等のうち道路運送法の許可(4条又は43条)を申請しているもの(平成17年10月末現在)
指定訪問介護事業所:223事業所中63事業所(28.3%)
指定居宅支援事業所:19事業所中7事業所(36.8%)

問題点②

- 重点指導期間内にNPO等が許可取得するためには遅くとも平成18年2月までには運営協議会の設置・開催が必要であるが、個々の運営協議会の早期設置・開催に向けた取組が不十分
- 運営協議会の設置意向がある市町村は道内で160市町村あるが、開催までに至っているのは33市町村(20.6%)(平成18年1月19日現在)

問題点③

- 上記①及び②の状況にあるが、許可が取得できなければ、要介護者等の輸送を行えないことから、今後、平成18年3月までの間に許可申請が集中するおそれあり
- この短期間に見込まれる多くの許可申請に対処するための事務処理方針等が未策定

問題点④

- 介護保険等事務を行っている北海道、市町村との連絡・調整が行われていないため、重点指導期間内に新たに訪問介護事業所等の指定を受け、無許可のまま要介護者等の輸送を開始している事業者あり
指定訪問介護事業所:25事業所中9事業所(36.0%)
指定居宅支援事業所:4事業所中2事業所(50.0%)

通知要旨

現に輸送を行っている事業者及びその輸送実態を関係機関との連携を図りながら積極的な把握に努めるとともに、これら事業者に対して重点指導期間内の許可取得に向けた指導、啓発を重点的に実施すること

運営協議会の設置の意向を有する市町村について、北海道と連携して、同協議会の設置・開催の早期化を促進するとともに、その運営の円滑化を図るため、当該運送主体に対し、業務の適正化及び許可申請手続についての的確な指導を行うこと

許可等申請の増加に対応するための事務処理体制を整備するとともに、重点指導期間後における事業者等に対する指導監督方針を速やかに決定し、公表すること

北海道及び市町村に対し、介護保険法に基づく訪問介護事業所の指定、介護給付費の支給時等における道路運送法上の許可取得の確認及び輸送実態等の情報提供を要請すること

2 許可審査事務の適正化・迅速化

制度・仕組み

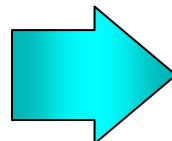
- 旅客自動車運送事業の許可(第4条及び第43条)は地方運輸局長、福祉有償運送・訪問介護員等有償運送の許可(第80条第1項)は運輸支局長の権限
- 訪問介護員等有償運送を行う運転者(普通第二種免許を有しない者)は、安全運転及びケア輸送サービスに係る講習(安全運転講習等)を受講することが必要
- 申請が到達してから処分するまでに通常必要とする標準的な期間(標準処理期間)は、要介護者等輸送に係る一般旅客自動車運送事業(第4条)の許可の場合は2か月、特定旅客自動車運送事業(第43条)の許可の場合は3か月
- 旅客自動車運送事業の許可申請は運輸支局を経由するものとし、運輸支局は5日以内に地方運輸局に進達

調査結果

北海道運輸局(支局を含む。)の許可審査事務において適正、迅速な処理が行われていない例あり

問題点①

- 安全運転講習等の受講について、受講計画(予定)ありとして許可した者に係る許可後の受講状況の確認が未実施
このため、安全運転講習等が未受講の運転者が運送を行っている事業所も存在(抽出3事業所のうち1事業所)

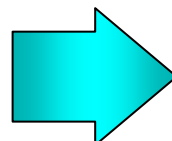


通知要旨

安全運転講習等の受講計画(予定)ありとして許可する者については、運送開始までに運転者に受講させることを許可条件として付する、又は許可後に受講状況を確認できる措置を講じることとし、運輸支局に対して、その実施の徹底を図ること

問題点②

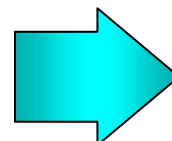
- 許可申請書類の同一記載事項について、未記載のままで申請を受理し、許可している運輸支局と、記載させたうえに当該内容の確認書類まで提出させて、申請を受理し、許可している運輸支局があり
- 運転者就任承諾書に運転者本人の押印又は自筆の署名がないにもかかわらず、申請を受理し、許可している運輸支局あり



許可申請書類及びその記載事項の必要性を検討して、不要な書類・記載事項を見直すとともに、各運輸支局に対し、申請書類の受理及び確認・審査を適正に行うよう指導すること

問題点③

- 標準処理期間を超えて処理されているものあり
許可74件中23件(31.1%)
うち10日以上超過が8件で、最長22日の超過
- 運輸支局から北海道運輸局への進達が所定の期間を超えているもの多数あり
進達件数74件中66件(89.2%)で、最長29日の超過
- 北海道運輸局及び各運輸支局では、許可申請の事務処理に当たって、受付から処分までの進行管理のための台帳を作成しておらず、上記の標準処理期間等を超過した理由について不明な状況



許可申請に対する事務処理台帳を整備し、処理の明確化、迅速化を図るとともに、各運輸支局に対し、同措置を講じ、進達期間を遵守するよう指導すること

3 安全確保措置及び許可条件の遵守の徹底

制度・仕組み

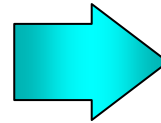
- 福祉有償運送における安全確保のための運転者に対する講習は、(財)総合健康推進財団の「ケア 輸送サービス従事者研修」、北海道移送・移動サービス 連絡会の「移動サービス運転協力者講習会」、移送サービス運営マニュアル編集委員会発行のテキスト(指定テキスト)等に基づき、「運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修(安全自主研修)」等により実施
- 福祉有償運送、過疎地有償運送の許可に当たっては、使用車両総数の増加、使用車両の自動車登録番号、運転者、会員数等の変更の場合には運輸支局長等への届出又は報告を許可条件として付加

調査結果

許可事業者において安全確保措置が不十分、許可遵守が不徹底

問題点①

- 当局調査時点までに福祉有償運送の許可を取得した3法人では、いずれも安全確保のための運転者に対する講習として、指定テキストを使用して安全自主研修を実施しているが、その方法や内容については、国土交通省(北海道運輸局を含む。)が示しておらず、指導も行っていないことから、法人によって区々(テキストの読み合わせにとどまっている例もあり)

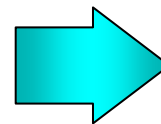


通知要旨

安全自主研修について、研修の方法・内容等の実態を把握するとともに、他に実施されているケア輸送サービス従事者研修等と同等の能力等が付与されるよう研修ガイドラインを作成するなどして、事業者を指導すること

問題点②

- 使用車両の総数の増加に伴う運輸支局長への事前届出、使用車両・運転者・会員数の変更に伴う運輸支局長、市町村長への報告が励行されていない例あり(4法人のうち3法人)



許可内容の変更に伴う届出及び報告の遵守について、事業者に対して許可書交付時に周知徹底するとともに、関係市町村に対して情報提供を要請するなど、その確保を図ること